

○厚生労働省令第百十号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

| | |
|-----------------------------------|---|
| (健康診断の方法等) 第十四条 (略) | |
| 2 (略) | 3 |
| 別表第二の基準の欄による期間の計算は、採血を行った日から起算する。 | |
| 別表第二(第十四条関係) | |
| 採血の種類 | 基準 |
| 二〇〇ml全血採血 | 一〇七 (略) 八 過去五二週以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子 九〇一 (略) |
| 四〇〇ml全血採血 | 一〇七 (略) 八 過去五二週以内に行われた全血採血の総量が八〇〇mlを超えている男子又は四〇〇mlを超えている女子 九〇一 (略) |
| 血漿成分採血 | 一〇七 (略) 八 過去五二週以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二四回以上である者 九〇一 (略) |

改正前

| | |
|------------------------|--|
| (健康診断の方法等) 第十四条 (略) | |
| 2 (略) | (新設) |
| 別表第二(第十四条関係) | |
| 採血の種類 | 基準 |
| 二〇〇ml全血採血 | 一〇七 (略) 八 過去一年以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子 九〇一 (略) |
| 四〇〇ml全血採血 | 一〇七 (略) 八 過去一年以内に行われた全血採血の総量が八〇〇mlを超えている男子又は四〇〇mlを超えている女子 九〇一 (略) |
| 血漿成分採血 | 一〇七 (略) 八 過去一年以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二四回以上である者 九〇一 (略) |

血小板成分採血

- 一〇 (略)
- 一一 過去五週以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二三回以上である者
- 二〇 (略)

血小板成分採血

- 一〇 (略)
- 一一 過去一年以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二三回以上である者
- 二〇 (略)

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。